

## 市町村への権限移譲により令和8年4月から窓口が変更となる手続

### 【個人の手続に関するもの】

手続の内容	根拠法令	対象市町村 (変更後の窓口)	対象となる方
該当なし			

### 【事業者などの手続に関するもの】

手続の内容	根拠法令	対象市町村 (変更後の窓口)	対象となる範囲
農事組合法人の設立, 定款変更等の届出の処理等	農業協同組合法	湧水町 ※農事組合法人の区域が, 複数市町村にわたる場合は, 引き続き, 県が窓口となります。	農事組合法人の定款で規定する地区が, 対象市町村の区域内である法人に関するもの
・土地改良区が解散命令により解散する場合の, 貸借対照表等の認可 ・土地改良区連合の所属土地改良区が合併する場合の, 土地改良区連合の解散等の認可等	土地改良法	鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 始良市及び各町村	対象市町村の区域内の土地改良区に関するもの